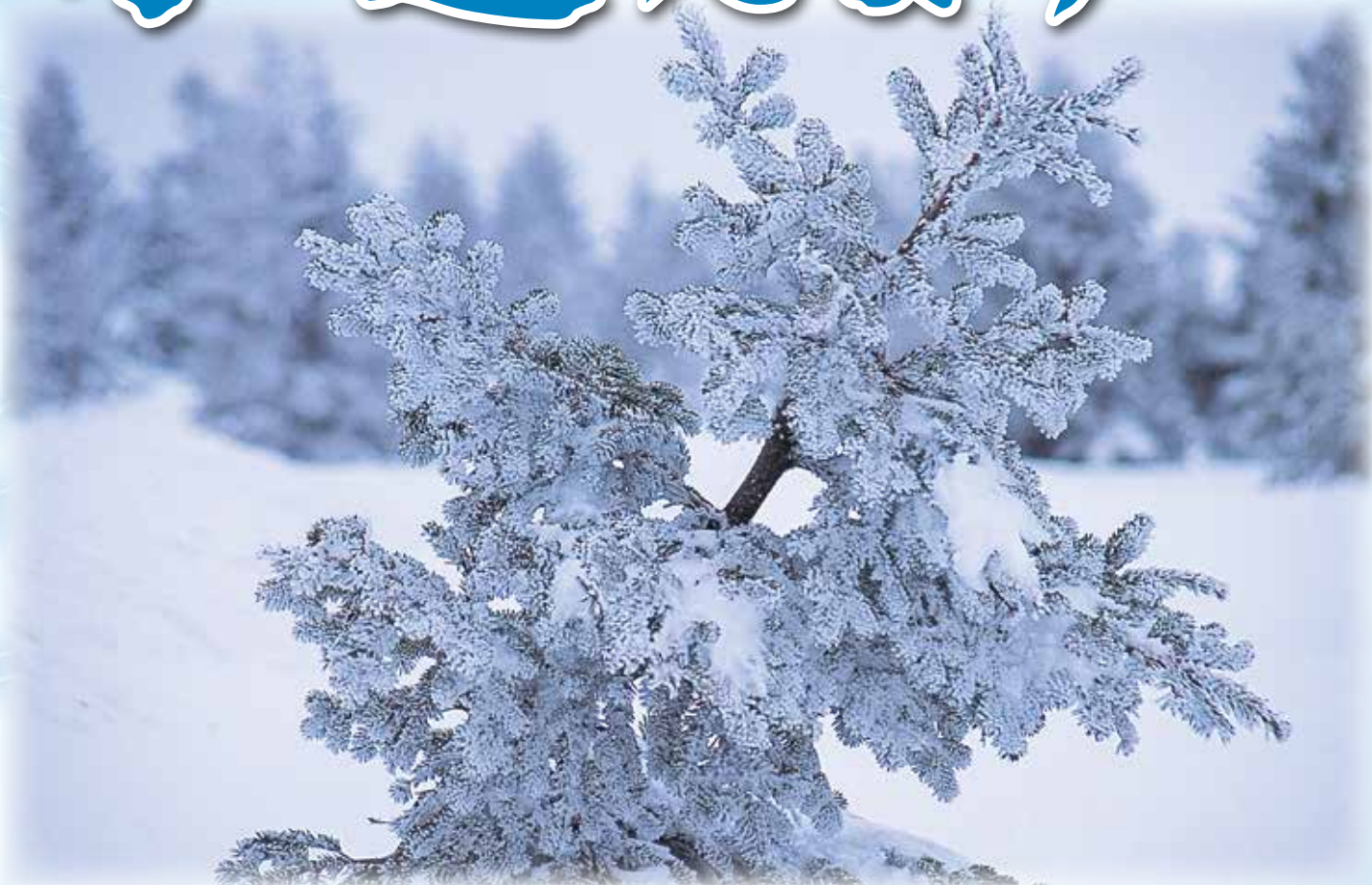


あおもり 水道だより

Water Service News 2024.2

令和6年
2月号



★トピックス★

- P1 令和4年度青森市水道事業会計決算の概要
- P2 令和4年度主要な事業の成果
- P3 水道水の水質検査について
- P4 冬期間の閉栓・水抜き栓の操作のお願い
水道の開栓・閉栓について
引越し（転入・転出）の手続きを忘れずに!!
- P5 見積り水量での水道料金の徴収について
水道料金・下水道使用料等のインボイス対応について
- P6 水道管の漏水調査にご協力を
道路漏水について
水源保護区域での下記の行為には届出が必要です!
- P7 灯油漏洩事故にご注意を!
お問い合わせ先一覧

水道凍結にご注意ください!

外気温が -4°C 以下になった時や、一日中氷点下の真冬が続くと、水道管が凍結・破裂することがあります。水道凍結事故防止のために「水抜き」を行いましょう。



青森市水道キャラクター
「しずくちゃん」

◆ 令和4年度青森市水道事業会計決算の概要 ◆

水道部では「地方公営企業法」に基づき、市民の皆さまからの水道料金や国からの借入金などを主な財源として、独立採算を基本に水道事業の運営をしています。

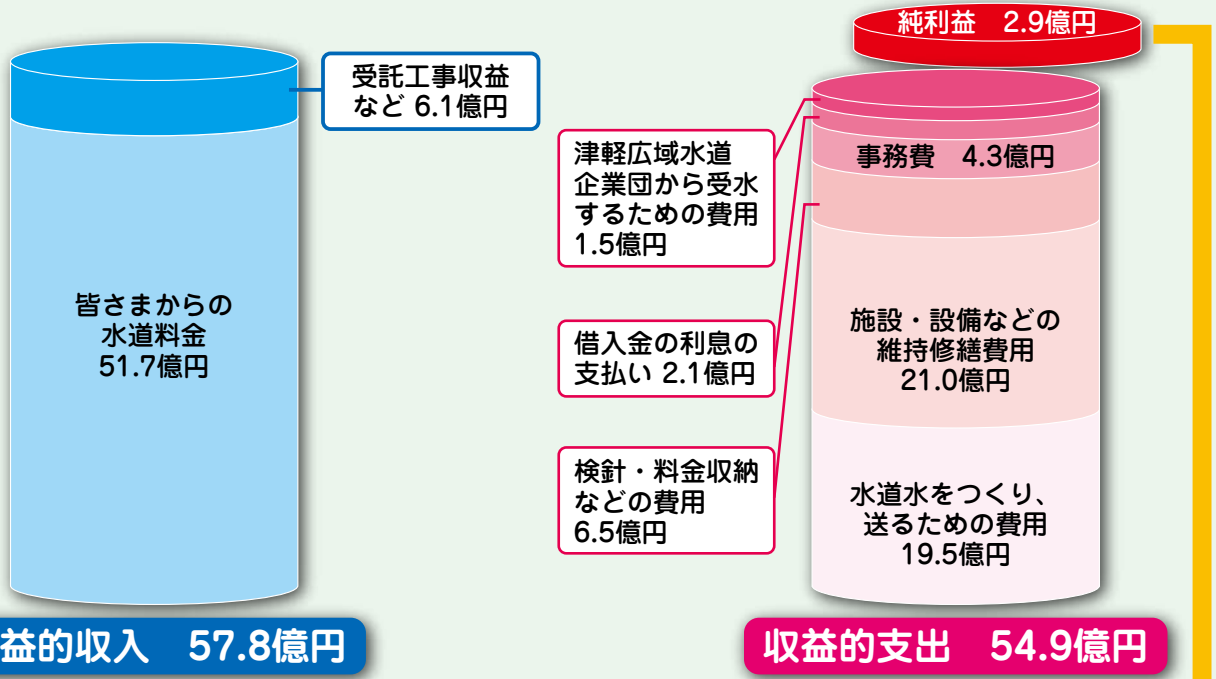
令和4年度の決算が市議会で認定されましたので、その概要をお知らせします。

水道事業会計は、**収益的収支（水道水をつくりお届けするための収支）**と**資本的収支（水道施設をつくるための収支）**に分けて経理することになっています。

収益的収支

（金額は消費税抜きで表記しています。）

（水道水をつくりお届けするための収支）



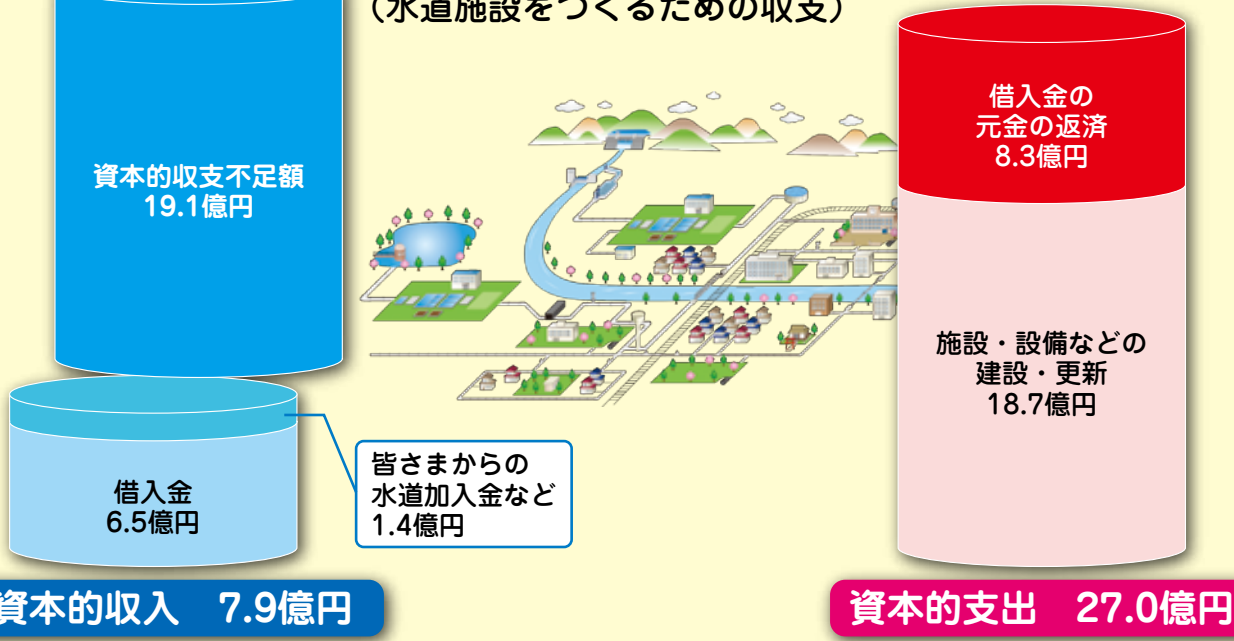
不足分は、これまでに積み立てたお金や自己資金で補っています。

純利益は、施設整備費などに活用しています。

資本的収支

（金額は消費税抜きで表記しています。）

（水道施設をつくるための収支）



◆ 令和4年度主要な事業の成果 ◆

目指すべき方向、主な事業・成果など

I 安定した給水の確保

◎漏水対策事業

配水管及び毎戸の漏水調査を実施し、漏水の早期発見に努めました。

◎老朽塩化ビニル給水管改修事業

老朽化している塩化ビニル給水管の一部を漏水しにくいポリエチレン管に改修し、漏水対策を講じました。(三内地区、石江地区)

◎堤川浄水場取水ゲート設備更新事業

堤川浄水場の老朽化した取水ゲートの機械・電気設備の更新に着手しました。

◎天田内取水井更新事業

天田内配水所の老朽化した取水井を順次計画的に更新するため、取水井の掘削を行ったほか、前年度に掘削した取水井のポンプ設備等の設置工事などを行いました。



堤川浄水場取水ゲート

II 良質でおいしい水の供給

◎配水管整備事業

水質劣化や漏水を防止するため、老朽化した配水管を更新しました。(整備延長14,598m)

◎篠田テレメータ更新工事

水質の常時監視のため、老朽化した篠田テレメータを更新しました。

III 災害に強い水道の構築

◎基幹耐震管路整備事業

水道管の破損による断水・漏水を防止するため、基幹となる管路の耐震化を図りました。(整備延長253m)

◎水管橋点検委託業務

厚生労働省のガイドラインに基づき、重要管路に設置された水管橋の点検を強化し、水道施設の適切な管理に努めました。

◎災害対策用資機材備蓄事業

災害対策用資機材の備蓄を図りました。(給水タンク2基、給水スタンド5台の更新など)



桜川水管橋

IV 経営基盤の強化

◎広報活動事業

市民の皆さまに、水道部の施策や事業を積極的に情報提供しました。

- ・「あおり水道だより」発行(年2回)
- ・「あおりウォーターフェア」の開催(令和4年6月4日)

◎広域連携の推進

東青地区(蓬田村、今別町、外ヶ浜町)の水質検査業務を包括的に実施しました。

◎水道料金等の納付機会の拡大

スマートフォンを利用した決済を開始しました。



「あおりウォーターフェア」開催

V 環境への配慮

◎資源リサイクルの推進

浄水場で排出する浄水処理発生土を肥料などとして有効利用しました。

◆ 水道水の水質検査について ◆

令和4年度水質検査結果について

検査結果は、水質基準項目（51項目）すべての基準に適合し、多くの項目で基準値の10分の1以下を達成しました。過去と比較しても変動が少なく、良好な水質と高い安全性を安定的に確保しています。右の表は検査結果の一部を抜粋したのですが、市内の代表的な給水栓末端（蛇口水）の定期検査結果は、毎月ホームページに掲載していますのでご覧ください。

分類	項目	水質基準等	横内浄水場	堤川浄水場	原別配水所	天田内配水所	花岡配水場
病原生物	一般細菌	100個/1ml以下	0	0	0	0	0
	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
金属	カドミウム	0.003mg/l以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
	鉛	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	マンガン	0.05mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	鉄	0.3mg/l以下	0.005未満	0.015	0.008	0.005未満	0.005未満
無機物	シアン類	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	硝酸類	10mg/l以下	0.12	0.10	1.17	0.13	0.21
	塩化物イオン	200mg/l以下	12.6	28.1	20.4	17.3	12.6
	硬度	300mg/l以下	29.8	95.9	54.8	54.4	20.2
有機物	有機炭素濃度	3mg/l以下	0.3	0.2	0.1	0.1未満	0.4
基礎的性状	pH値	5.8以上8.6以下	7.32	7.37	7.25	8.00	7.02
	味・臭気	異常でないこと	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
	色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
	濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
消毒効果	残留塩素	0.1以上 1mg/l以下	0.6	0.5	0.5	0.6	0.5

※各浄配水所の場所については水道部ホームページでご確認いただけます。

※「〇〇未満」とは、測定機器で検出可能な最小値よりも小さいことを表しています。

なお、水道部では、安全・安心な水道水を安定的に供給するため、毎年「水質検査計画」を策定しており、令和6年度の水質検査計画は、令和6年3月頃までに営業課、上下水道課及び横内浄水課閲覧場所に設置するとともに、ホームページ上でも公表します。



シリーズ

「水質基準って何?」

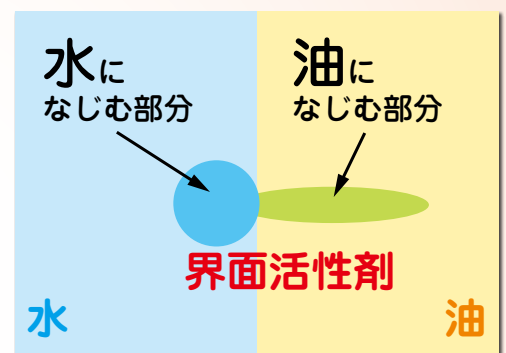
シリーズでお届けしている「水質基準って何?」、今回は「陰イオン界面活性剤」と「非イオン界面活性剤」についてお知らせします。

界面活性剤は、水になじみやすい部分と油になじみやすい部分の両方の性質を持つ物質で主に洗剤等に含まれています。

使用する原料によって特徴が変化し、衣料用洗剤やシャンプー等に使われている「陰イオン界面活性剤」と、主にリンス等に使われている「非イオン界面活性剤」があり、私たちの生活に欠かせない物質となっています。

洗剤等の主成分として使用されている界面活性剤について、厚生労働省では安全性に問題がないとされていますが、水道水では、生活排水等から水道原水となる河川へ流入する可能性があるため、泡立つことを防止する観点から「陰イオン界面活性剤」で0.2mg/l、「非イオン界面活性剤」で0.02mg/lという基準値が設定されています。本市では、各浄配水所の原水及び浄水並びに代表的な給水栓末端（蛇口水）で「陰イオン界面活性剤」及び「非イオン界面活性剤」の水質検査を年4回実施していますが、これまで検出されたことはありません。

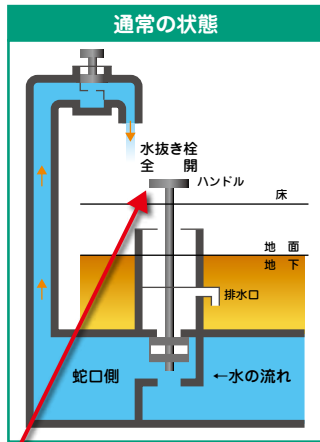
私たちの生活に欠かせない物質となっている界面活性剤が原水で検出されたことがないということは、水道水の水源である河川や井戸水が生活排水で汚染されていないということを示す指標にもなっています。



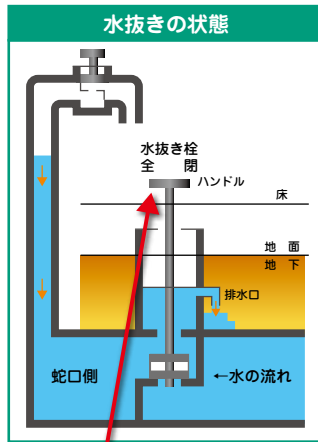
◆ 冬期間の閉栓・水抜き栓の操作のお願い ◆

冬期間の引越しや長期間不在により水道を使用しなくなる場合は、水道管の凍結や破裂が予想されるため、止水栓での閉栓だけでなく必ず水抜きもするようお願いいたします。

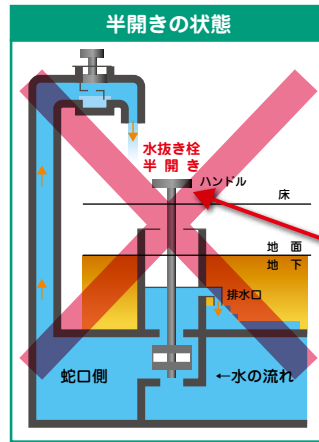
水抜き栓が半開き状態だと、凍結したり、漏水した状態になることがありますのでご確認をお願いします。
※水抜き栓を操作(開け閉め)する際は、水抜き栓が回らなくなるまで、きっちり回してください。



通常時は、水抜き栓のハンドルを、左(反時計回り)に止まるまで回して使用します。



水抜きする場合は、水抜き栓のハンドルを右(時計回り)に止まるまで回します。蛇口を開くと水道管に空気が入り、水が抜けます。



水抜き栓が半開きの状態では、蛇口を通常通り使用できませんが、地下に水が流れたままで漏水した状態になります。
水を多く使用した覚えがないのに、水道料金等が高額となる場合があります。

給排水課給排水チーム ☎ (017)774-1234

◆ 水道の開栓・閉栓について ◆



開栓

長期間使用していない(閉栓中の)水道を使用する場合には開栓作業が必要になります。なお、漏水等の可能性がある場合は、当日立ち合いをお願いする場合がありますので、ご協力ください。



閉栓

長期間不在などの理由により水道を使用しない場合は、不在時の漏水等のトラブルを防ぐためにも水道の閉栓をおすすめします。

開栓、閉栓作業は検針員が行います。ご希望の場合は3~4営業日前までにご連絡ください。3~4営業日前までにご連絡をいただけない場合は、ご希望の日に作業ができない場合がありますのでご了承ください。

営業課 ☎ (017)734-4281 ・ 上下水道課 ☎ (0172)62-1143

◆ 引越し(転入・転出)の手続きを忘れずに!! ◆

例年3月から4月は、転勤・進学などで引越し(転入・転出)が多くなります。

引越しに伴い「水道を新たに使用する」「水道の使用を終了する」際は、水道使用の手続きを忘れないようにお願いします。

手続きをされない場合、基本料金の日割り計算ができないほか、数か月分の料金がまとめて請求される場合がありますのでご注意ください。

● 転入時(使用開始)の手続き

入居先にある「水道使用開始申込書」に水道使用者氏名・フリガナ・電話番号・使用開始日などをご記入のうえ、投函してください。なお、申込書が見当たらない場合はご連絡ください。

また、上記申込書の投函後「水道使用開始のお知らせ」をお送りしますので、記載内容をご確認ください。

● 転出時(使用終了)の手続き

引越しの3~4日前までにご連絡ください。

◀ご連絡いただく事項▶

水道使用者氏名・お客さま番号・住所・引越日・引越先住所・電話番号・料金精算方法など

営業課 ☎ (017)734-4281 ・ 上下水道課 ☎ (0172)62-1143

◆ 見積り水量での水道料金の徴収について ◆

冬期間、積雪のため水道メーターのボックスがふさがるとして検針ができない場合は、前月までの平均的な使用水量などをもとにした見積り水量での水道料金を徴収します。

この場合、雪解け後など、検針ができた際に、見積り水量と実際の使用水量との間に生じた過不足分の水道料金を精算します。

水道料金の 精算方法 (算定の例)

積雪のため1月分と2月分の検針ができなかった場合、直近3か月分（10月分～12月分）の平均使用水量をもとに算定した水道料金を徴収します。3月分の検針ができた場合、その検針までの使用水量を、各月とも均等に使用したものとみなして再計算し、過不足分の水道料金を3月分の水道料金で調整します。具体的な計算内容などは、以下の表と算定式を参照してください。

月	水道メーターの指針	使用水量実績	見積り水量での算定		実際の使用水量での算定 (1月分から3月分は再算定)	
			水量	水道料金	水量	水道料金
10月分	1,235 ^m	15 ^m	直近3か月分の 平均使用水量は 「15 ^m 」		15 ^m	2,574円
11月分	1,249 ^m	14 ^m			14 ^m	2,431円
12月分	1,265 ^m	16 ^m			16 ^m	2,717円
1月分	検針できず	-	見積り水量 15 ^m	2,574円	② { (17 ^m) (2,860円) (16 ^m) (2,717円) (16 ^m) (2,717円)	
2月分	検針できず	-	見積り水量 15 ^m	2,574円		
3月分	1,314 ^m	-				
合計			見積り水量 30 ^m	5,148円	① (49 ^m) ③ (8,294円)	

3月分の水道料金の徴収額 ④ 3,146円

算定式は、
こちら。



$$\textcircled{1} \quad 1,314\text{m}^3 \quad - \quad 1,265\text{m}^3 \quad = \quad 49\text{m}^3$$

(3月分メーター指針) (12月分メーター指針) (1月分～3月分の使用水量)

$$\textcircled{2} \quad 49\text{m}^3 \quad \div \quad 3\text{か月} \quad = \quad 16\text{m}^3\text{あまり}1$$

(1月分～3月分の使用水量) (1月～3月分) (1月分～3月分の平均)

※あまり分は、古い月から1^mずつ加えます。

$$\textcircled{3} \quad 49\text{m}^3 \quad \Rightarrow \quad 8,294\text{円}$$

(1月分～3月分の使用水量) (3か月分の合計金額)

$$\textcircled{4} \quad 8,294\text{円} \quad - \quad 5,148\text{円} \quad = \quad 3,146\text{円}$$

(3か月分の合計金額) (1月～2月分徴収済額) (3月分水道料金徴収額)

※「メーター口径：20mm、用途：一般用」で算定しています。
※下水道使用料・農業集落排水施設使用料についても、同様の方法で精算・徴収します。

営業課 ☎ (017) 734-4281 ・ 上下水道課 ☎ (0172) 62-1143

◆ 水道料金・下水道使用料等のインボイス対応について ◆

令和5年10月検針分からインボイス制度に対応した「**使用水量のお知らせ（検針票）**」を発行しています。

検針票の内容に修正等があった場合には、「**使用水量のお知らせ（再発行）**」を発行し、変更後のインボイスとして対応いたします。

ご不明な点等ございましたら、水道部営業課にお問い合わせいただくか、青森市水道事業ホームページをご覧ください。



● 適格請求書発行事業者登録番号 ●

青森市水道事業
番号：T3800020002140

青森市公共下水道事業
番号：T6800020002138

青森市農業集落排水事業
番号：T5800020002139



使用水量の
お知らせ
【裏面】

営業課 ☎ (017) 734-4281

◆ 水道管の漏水調査にご協力を ◆



・写真付身分証明書
・腕章

音聴棒

4月から12月にかけて、道路に埋設されている水道管から各家庭の敷地のメーターまでの漏水調査のため、水道部から委託を受けた調査員が敷地内に立ち入らせていただく場合があります。

調査は水道メーターから「音聴棒」という長い棒で漏水がないか聞き分けます。

調査員は本市が発行した写真付身分証明書と腕章を携行していますので、不審と思われる場合は提示を求めてください。なお、この調査で費用の請求をすることはありません。ご不明な点がございましたらお問い合わせください。



「青森市水道事業
ホームページ」でも
ご覧いただけます。



施設課漏水防止対策チーム ☎ (017) 777-4255

◆ 道路漏水について ◆

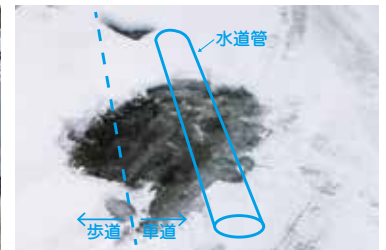
晴天なのに車道・歩道や水気がないところが濡れている、水たまりがあるなどの場合は、水道管から漏水している可能性があります。

また、冬期は一部だけ雪が溶けて水たまりになっているところがあれば漏水のおそれがあります。

発見された場合は、ご連絡をお願いします。



夏期漏水のイメージ写真



冬期漏水のイメージ写真

施設課管路維持チーム ☎ (017) 777-4255

◆ 水源保護区域での下記の行為には届出が必要です！ ◆

本市では水道水源を守るため「青森市横内川水道水源保護条例」及び「青森市水道水源保護指導要綱」により、横内川上流域など10区域を水道水源保護区域として指定しています。

この区域内で下記の行為を行う場合は、個人、事業者を問わず、全て届出が必要です（一部例外あり）。

〔届出が必要な行為〕

- 汚水等の発生原因となる建築物やその他の工作物を設置する行為（建築物の改築、増築などを含む）
- 宅地造成、土地の開墾、木竹の伐採、土石の採取、その他土地の形質を変更する行為
- さく井（井戸を掘ること）などの行為
- 水道水源に汚染等の影響を及ぼすおそれのある行為

市内の水道水源保護区域

青森市横内川水道水源保護条例による保護区域

- ◆ 横内浄水場水源保護区域
- ◆ 雲谷地区簡易水道水源保護区域

青森市水道水源保護指導要綱による保護区域

- ◆ 堤川浄水場水源保護区域
- ◆ 原別配水所水源保護区域
- ◆ 天田内配水所水源保護区域
- ◆ 入内地区簡易水道水源保護区域
- ◆ 孫内地区簡易水道水源保護区域
- ◆ 岩渡地区簡易水道水源保護区域
- ◆ 細野・相沢地区簡易水道水源保護区域
- ◆ 王余魚沢地区簡易水道水源保護区域

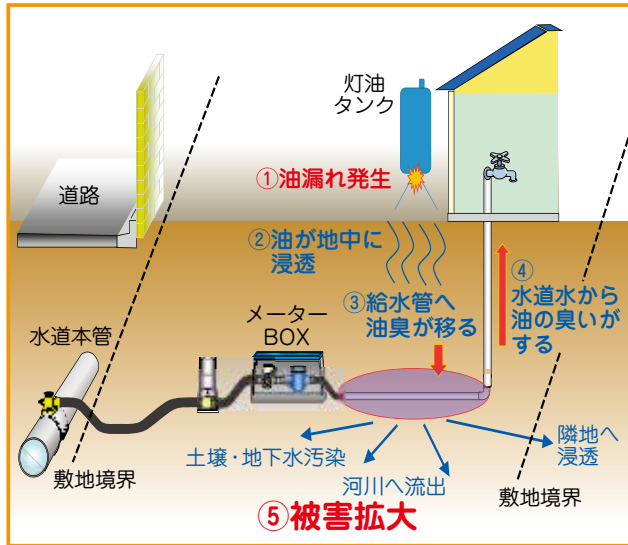
各区域の詳細や届出が必要な行為については、総務課財産チームにお問い合わせください。



総務課財産チーム ☎ (017) 734-4201

◆ 灯油漏洩事故にご注意を！ ◆

灯油などの油漏れが発生すると、地中の水道管に油が浸透し水道水に油の臭いが移ることがあります。油漏れは、土壌汚染や地下水汚染、近隣の住民に被害を及ぼす可能性があるうえ、河川などに流れ込み、環境を汚染する原因ともなります。油漏れの影響はすぐに出ないこともあり、数か月あるいは数年後に影響が出る場合もあります。



● 処置費用は原因者負担となります ●

このような被害が出てしまうと、水道管の交換や土の入れ替えなどの措置をしなければなりません。油漏れが影響している範囲にもよりますが、措置に要する費用は莫大な金額となることがあり、その費用はすべて原因者の負担となります。

● 被害防止のため、以下の点にご注意ください。 ●

ホームタンクについて

- 給油の際は、地面にこぼさないようにしてください。
- 老朽化している場合は、損傷がないか確認してください。
- 新設・移設の場合、水道管の近くに設置しないでください。
- 積雪・落雪による破損にご注意ください。

その他

- 塗料・シンナーなども地中に捨てず、廃棄業者に依頼するなど適切に処理してください。

給排水課給排水チーム ☎ (017) 774-1234

お問い合わせ先一覧

項目	お問い合わせの内容	担当課チーム名	電話番号
料金関係	水道の使用開始・終了など(転入・転出)	営業課各チーム (検針・収納・業務管理)	(017) 734-4281
	水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料の確認、支払い、相談(口座振替・納付書払)		(017) 734-4202
	★浪岡地区については	上下水道課水道チーム 上下水道課下水道チーム	(0172) 62-1143 (0172) 62-1159
給水装置関係	給水装置の新設・改造、水道加入金など	給排水課給排水チーム	(017) 774-1234
漏水関係	公道で水が漏れている場合など	施設課管路維持チーム	(017) 777-4255
	宅地内で水が漏れている場合など		
水源保全関係	横内川水道水源保護条例・水道水源保護指導要綱に関する事前協議など	総務課財産チーム	(017) 734-4201
水質関係	水の味、においが気になる場合など	横内浄水課水質管理チーム	(017) 752-0048
	水のごり、色が気になる場合など	給排水課給排水チーム	(017) 774-1234

青森市水道事業ホームページは下記アドレス、又は「青森市水道事業」で検索してください。

🔍 青森市水道事業 🔍 検索

HPアドレス：<https://www.city.aomori.aomori.jp/suido/top.html>



QRコードからもアクセスできます！



「あおり水道だより」についてのご意見や感想などは、総務課総務管理チームまでお寄せください。

〒030-0841 青森市奥野1丁目2番1号
電話 (017) 734-4201 FAX (017) 774-4913
E-Mail: josui-somu11@city.aomori.aomori.jp

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 青森市企業局水道部では水道事業・下水道事業を通してSDGsに取り組んでいます！

